

大阪府地域防災計画

《Osaka Prefecture Regional Disaster Management Plan》

原子力災害対策編

(Nuclear Disaster Measures)

平成31年1月修正

大阪府防災会議

(Osaka Prefecture Disaster Management Council)

原子力災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	3
第2節	計画の性格	3
第1	大阪府の原子力災害対策の基本となる計画	
第2	大阪府地域防災計画における他の災害対策との関係	
第3	市町村地域防災計画との関係	
第4	計画の修正	
第3節	計画の周知徹底	5
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	5
第1	府域の原子力事業所の名称、所在地等	
第2	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	8
第1	原子力事業者における災害（事故）の想定	
第2	その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害	
第7節	原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	10
第1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
第2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	15
第2節	原子力事業者の責務	15
第1	安全確保の責務	
第2	原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出	
第3	施設の災害事前対策	
第4	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	
第5	救急救助用資機材の整備	
第6	緊急時活動レベル（EAL）の設定	
第3節	府の災害事前対策	17
第1	オフサイトセンターの管理運営	
第2	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	
第3	立入検査と報告の徴収	
第4	府の組織体制の整備	
第5	現地事故対策連絡会議	
第6	原子力災害合同対策協議会	
第7	府の動員体制の整備	
第4節	情報の収集・連絡・分析体制等の整備	20
第1	情報収集・連絡体制の整備	

第2	情報の分析整理	
第5節	環境放射線モニタリング体制等の整備	20
第1	環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持	
第2	平常時における環境放射線モニタリング体制の整備	
第3	緊急時モニタリング体制の確立	
第4	モニタリング情報共有システム	
第6節	原子力災害医療体制等の整備	22
第1	原子力災害医療体制の整備	
第2	資機材の整備	
第3	原子力災害医療派遣チームの派遣要請	
第7節	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	23
第1	放射線防護資機材の整備	
第2	情報交換の実施	
第8節	原子力防災に関する知識の普及と啓発	23
第1	住民等に対する知識の普及と啓発	
第2	防災業務関係者の人材育成	
第9節	防災対策資料の整備	25
第10節	原子力施設上空の飛行規制	27
第11節	災害復旧への備え	27
第12節	放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策	27

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	31
第2節	府・関係市町の活動体制の確立	31
第1	組織体制	
第2	動員配備体制	
第3	関係市町の組織体制	
第4	原子力災害合同対策協議会の設置	
第5	緊急時モニタリングセンターの設置	
第6	専門家の派遣要請	
第3節	広域応援等の要請・受入れ	38
第1	府	
第2	府警察	
第3	広域応援等の受入れ	
第4節	自衛隊の災害派遣	40
第1	知事の派遣要請	
第2	派遣部隊の受入れ	
第3	派遣部隊の活動	
第4	撤収要請	
第5節	災害情報の収集伝達	42
第1	緊急事態発生情報等の連絡・通報	

第2 応急対策活動の情報連絡	
第6節 災害広報	46
第1 災害広報	
第2 報道機関との連携	
第3 広聴活動の実施	
第7節 防災業務関係者の安全確保	49
第1 防護対策	
第2 防災業務関係者の被ばく管理	
第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標	
第8節 緊急時モニタリングの実施	50
第1 緊急時モニタリング組織	
第2 緊急時モニタリングの実施方法	
第3 関係機関等への協力要請	
第9節 救助・救急活動	52
第1 関係市町	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 各機関による連携	
第10節 医療救護活動	54
第1 緊急時医療体制	
第2 現地医療対策	
第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動	56
第1 屋内退避及び避難等に関する指標	
第2 屋内退避・避難等の勧告・指示	
第3 避難者の誘導	
第4 避難退域時検査及び簡易除染の実施	
第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置	
第12節 指定避難所等の開設・運営	60
第1 指定避難所等の開設	
第2 指定避難所等の管理、運営	
第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	62
第1 飲料水、飲食物の摂取制限	
第2 農林水産物の採取及び出荷制限	
第3 関係市町のとるべき措置	
第4 飲料水及び飲食物の供給	
第14節 交通規制、緊急輸送活動	65
第1 陸上輸送	
第2 水上輸送	
第3 航空輸送	
第15節 社会秩序の維持	68

第1 住民への呼びかけ	
第2 警戒活動の強化	
第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	68
第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策	68

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針	71
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	71
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	71
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	71
第5節 各種制限措置の解除	71
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	71
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	72
第8節 被災者等の生活再建等の支援	72
第9節 風評被害等の影響の軽減	72
第10節 心身の健康相談体制の整備	73
第11節 物価の監視	73
第12節 暴力団排除活動の徹底	73

第5章 広域避難の受入れ

第1節 基本方針	77
第2節 関西圏における広域避難の受入れ	77
第1 前提となる被害想定	
第2 避難対象地域	
第3節 府の広域避難の受入れ	7

